

森林地域における太陽光発電事業の 適切な環境配慮に向けた取り組みについて

1. 趣旨及び背景について

- ・太陽光発電事業の地上設置型の導入余地となりうる適地が減少している中、土地の価格が低廉な山林部が安易に候補地とされるケースが増え、森林の大規模伐採による土砂災害や景観への影響などに対する住民の不安につながっている。
- ・上記を踏まえ、森林の大規模伐採を伴う太陽光発電事業に対する本市のスタンスを明確に示すとともに、杜の都の良好な環境を保全し将来へと継承するため、事業計画の早期段階から適切な環境配慮を促すための具体的な仕組みづくりが必要である。

2. 環境アセスメントのこれまでの取り組み

本市では、森林の大規模伐採を伴う太陽光発電事業の様々な課題を踏まえ、令和3年4月から本条例の対象規模要件の見直しを行うとともに「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」（以下、「指導方針」）を施行している。

指導方針の施行後に新たに本条例に基づく手続きを開始した太陽光発電事業はないことから、一定の抑止力が機能していると推察される。

<改正前>		<改正後>	
地域	規模要件	地域	規模要件
全地域	敷地面積 20ha 以上	森林地域 (全地域、A地域、B地域の全ての森林が該当)	敷地面積 1 ha 又は 出力 4 百 kW 以上
A地域	敷地面積 10ha 以上		
B地域	敷地面積 5 ha 以上		
森林 地域 以外	全地域	敷地面積 20ha 又は 出力 8 千 kW 以上	
	A地域	敷地面積 10ha 又は 出力 4 千 kW 以上	
	B地域	敷地面積 5 ha 又は 出力 2 千 kW 以上	

※森林地域：森林法第2条第1項に規定する森林の区域

※A地域：国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、農振農用地、保存緑地等

※B地域：国定公園・県立自然公園の特別地域、県自然環境保全地域の特別地区

(A地域及びB地域のほとんどは森林地域に該当)

3. 森林地域における太陽光発電事業への今後の対応案

- (1) 現状では、指導方針の目的としている「事業計画の早期段階から、事業者に対し適切な環境配慮を促す」ための具体的な手続きを定めていない。
- (2) さらなる環境配慮と地域と共生する太陽光発電事業の推進を図るため、事業計画の早期段階で実施する「計画段階環境配慮書」（以下、「配慮書」）の手続きを事業者に求めることにより、指導方針の実効性を高めることとしたい。

【事業者に求める手続き】

森林地域への立地を検討する場合には、以下の配慮書手続きを踏むこと。

- ① ゼロ・オプションを含めた事業立地や施設配置に関する複数の計画案を作成し、それぞれの環境影響について予測・評価すること。
- ② ①について公表するとともに、説明会の開催や市民等からの意見聴取を行うこと。
- ③ ①及び②の結果について、環境影響評価審査会に報告し、意見を聞くこと。

※「適地への誘導」・「住民等に対する早期段階からの計画の周知・意見聴取」の実施により、これまで以上に効果的な環境影響の回避・低減と、地域と共生する太陽光発電事業の推進を図ることが可能。

※石炭火力発電を対象とした既存の手続きと同様のものを想定しており、手続きに関する要綱の新設のみで迅速かつ的確な対応が可能。

- (3) 上記の手続きの結果を踏まえ、市長が当該太陽光発電事業の立地に関して、必要な意見を述べることとしたい。
- (4) 運用開始にあたっては、事業者負担を考慮し、施行までに適切な周知期間を設けることとしたい。

4. 今後の進め方について

環境影響評価審査会の意見を踏まえ、具体的な手続きについて早期に策定・公表することとしたい。